

覚せい剤原料取扱いの手引

(覚せい剤原料研究者用)

この手引きは、覚せい剤原料研究者が覚せい剤原料を取り扱う場合に知っていなければならない事項を覚せい剤取締法（以下「法」という。）に基づいて説明したものです。

よく読んで、覚せい剤原料の取扱いに間違いのないよう十分活用してください。

1 覚せい剤原料（法第2条、覚せい剤原料を指定する政令）

覚せい剤原料として、次のものが指定されています。

- (1) エフェドリン（1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。（※エフェドリンとして10%以下を含有する物は、覚せい剤原料から除外されています。）
- (2) クロロエフェドリン（1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。
- (3) メチルエフェドリン（1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。（※メチルエフェドリンとして10%以下を含有する物は、覚せい剤原料から除外されています。）
- (4) クロロメチルエフェドリン（1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。
- (5) ジメチルプロパン（1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。
- (6) フェニル酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。（※フェニル酢酸として10%以下を含有する物は、覚せい剤原料から除外されています。）
- (7) フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物。
- (8) フェニルアセトン及びこれを含有する物。
- (9) セレギリン（N・ α -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。（別名 デプレニル）
- (10) フェニルプロパノールアミン（エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。（別名 ノルエフェドリン）（※フェニルプロパノールアミンとして50%以下を含有する物は、覚せい剤原料から除外されています。）

2 指定証の取扱い

(1) 指定証（法第30条の2）

覚せい剤原料を学術研究のために製造及び使用するには、覚せい剤原料研究者として研究所ごとに東京都知事の指定を受けなければなりません。この指定を受けた者には、指定証が交付されます。

この指定証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

注) 覚せい剤原料の輸入及び輸出は、覚せい剤原料輸入業者及び覚せい剤原料輸出業者として厚生労働大臣の指定を受けた者でなければなりません。

(2) 指定の有効期間（法第30条の5準用第6条）

指定の日から4年を経過した日の属する年の12月31日までです。

（最高5年間）

有効期間の経過後も、引き続き覚せい剤原料を取り扱う場合は、再度指定を受けてください。

(3) 氏名又は住所等の変更（法第30条の5準用第12条）

次の事項に該当する場合は、指定証の書換えが必要となりますので、

15日以内に指定証を添えて『指定証記載事項変更届出書』により、東京都知事に届け出てください。

ア 研究者の氏名、住所が変更したとき

イ 研究所の名称が変更したとき

(4) 指定証の再交付（法第30条の5準用第11条）

指定証をき損又は亡失した場合は、『指定証再交付申請書』により指定証の再交付を申請することができます。

なお、指定証の再交付を受けた後に亡失した指定証を発見した場合は、15日以内に『指定証返納届出書』により、東京都知事にその指定証を返納してください。

(5) 指定証の返納（法第30条の5準用第10条）

指定の有効期間が満了したとき、あるいは指定を取り消されたときは、指定が効力を失った日から15日以内に『指定証返納届出書』により、指定証を東京都知事に返納してください。

(6) 業務廃止（法第30条の4）

覚せい剤原料研究者がその研究所における覚せい剤原料の使用を必要とする研究を廃止したときは、15日以内に指定証を添えて、『業務廃止届出書』により、東京都知事に届け出てください。

(7) 指定の失効等の場合の措置義務（法第30条の15）

指定が失効した場合（有効期間の満了後、新たに指定を受けなかったとき。指定の取消があったとき。業務廃止の届出をしたとき。）は、15日以内に現に所有する覚せい剤原料の品名及び数量を『指定失効に伴う覚せい剤原料所有数量報告書』により、東京都知事に報告しなければなりません。

また、このとき所有する覚せい剤原料については、指定が失効した日から30日以内に限り、他の覚せい剤原料取扱いの指定を受けた者（覚せい剤原料研究者等）、若しくは病院、診療所又は薬局の開設者に譲り渡すことができます。

この場合、譲り渡した覚せい剤原料の品名、数量、相手方の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を『指定失効に伴う覚せい剤原料譲渡報告書』により、東京都知事に報告してください。

なお、所有する覚せい剤原料を30日以内に譲り渡すことができなかった場合は、『指定失効に伴う覚せい剤原料処分願出書』を提出し、覚せい剤監視員の立会いのもと、廃棄等の処分をしてください。

注）『指定失効に伴う覚せい剤原料所有数量報告書』は、覚せい剤原料の所有がなかった場合も提出してください。

3 譲り受け及び譲り渡し

(1) 譲り受け（法第30条の9）

覚せい剤原料は、指定を受けている者（覚せい剤原料製造業者等、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤研究者）以外からは、譲り受けることはできません。

なお、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局が、業務廃止に伴い所有する覚せい剤原料を譲り渡す場合は、例外として譲り受けることができます。（業務廃止後、30日以内に限ります。）

注）指定を受けている者から覚せい剤原料を譲り受ける時は『覚せい剤原料譲受証』（以下『譲受証』という。）を相手方に交付し、相手方からは『覚せい剤原料譲渡証』（以下『譲渡証』という。）の交付を受けてください。

(2) 譲り渡し（法第30条の9）

覚せい剤原料は、指定を受けている者（覚せい剤原料製造業者等、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者、覚せい剤研究者）に譲り渡す場合、若しくは病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の開設者に医薬品である覚せい剤原料を譲り渡す場合以外には、譲り渡すことはできません。

(3) 『譲受証』及び『譲渡証』（法第30条の10）

『譲受証』『譲渡証』の交換に際しては、次のことに注意してください。

ア 『譲受証』を覚せい剤原料取扱指定業者に交付した後、覚せい剤原料取扱指

定業者から『譲渡証』と覚せい剤原料を譲り受けてください。（『譲受証』の交付が覚せい剤原料を譲り受ける前提要件になります。）

イ 『譲受証』は、研究者が記載し、押印してください。

ウ 譲り受けの際には、次の事項を確認してください。

- ・譲渡人が指定業者であるかどうか。
- ・『譲渡証』に記載されている品目、数量等と現品が相違ないか。

注)『譲渡証』は、譲受けの日から2年間保存してください。

4 覚せい剤原料の管理・取扱い

(1) 保管（法第30条の12）

覚せい剤原料は、次のように保管してください。

ア 研究所内のかぎのかかる保管庫に保管してください。

イ 保管庫は容易に破られない材質のものにしてください。

ウ 保管庫はできるだけ人目のつかない場所に設置してください。

例)・研究室内のかぎのかかる引出し

- ・覚せい剤原料を専用とした金庫（重量金庫）
- ・床にボルト等で固定され、容易に持ち運びができないかぎのかかる保管庫

注) 覚せい剤原料は、麻薬保管庫、毒物劇物保管庫には保管できません。

(2) 使用（法第30条の11）

覚せい剤原料研究者は、研究のために覚せい剤原料を使用する場合の他、覚せい剤原料を使用することはできません。

(3) 廃棄（法第30条の13）

古くなったり、使用しなくなった覚せい剤原料の廃棄は、覚せい剤監視員の立会いのもとでなければできません。廃棄しようとするときは、事前に『覚せい剤原料廃棄届出書』（別紙1）により、東京都知事に届け出てください。

(4) 事故の届出（法第30条の14）

覚せい剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明になったときは、『覚せい剤原料事故届』（別紙2）により、すみやかにその覚せい剤原料の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を東京都知事に届け出てください。

5 帳簿（法第30条の17）

研究者ごとに帳簿を備え、次の事項を記載してください。

(1) 製造し、譲り渡し、譲り受け、又は研究のため使用した覚せい剤原料の品名及

び数量並びにその年月日。

(2) 事故の届出をした覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日。

なお、帳簿は最終の記載をした日から2年間保存してください。

【帳簿記載上の注意】

- ・品名、剤型、容量別に口座を設けて記載すること。
- ・製造し、譲り渡し、譲り受け、又は研究のため使用した都度記載すること。
- ・鉛筆等消えやすいものを使用しないこと。
- ・定期的に帳簿残量と在庫量との確認を励行すること。

注) 覚せい剤原料の使用量が微量の場合は、譲り受け時に風袋ごと計量し、帳簿に記載しておくことと在庫量の管理をするうえで便利です。

【帳簿の記載例】

品名	塩酸メチルエフェドリン			単位	g	容量	25g
年月日	受入	払出	残量	備考			
16 1 3	25		25	〇〇薬品から購入			
16 1 10		0.05	24.95	分析用試料として使用			

6 立入検査（法第32条）

立入検査は、覚せい剤取締法第32条の規定により覚せい剤及び覚せい剤原料による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票（覚せい剤監視員身分証明書）を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

東京都福祉保健局健康安全部薬務課

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎21階北側

薬事免許担当 電話 03(5320)4503 (ダイヤルイン)

麻薬対策担当 電話 03(5320)4505 (ダイヤルイン)

覚せい剤原料廃棄届出書

覚せい剤取締法第30条の13の規定により覚せい剤原料の廃棄を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

東 京 都 知 事 殿

廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、その氏名及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚せい剤原料の品目及びその数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

(別紙2)

覚せい剤原料事故届出書

覚せい剤取締法第30条の14の規定により、覚せい剤原料の事故を届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

東京都知事

殿

指定の種類			
指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日
品 名	数量	事故発生年月日	事 故 の 状 況

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じて別紙を用いること。